

## 通所介護ウイル渡瀬(介護予防通所サービス)に関する重要事項説明書

当事業所が介護予防通所サービスを提供するに当たり、あらかじめ以下のことを説明します。

### 1 事業者の概要

名 称	通所介護ウイル渡瀬
所 在 地	〒435-0036 浜松市中央区渡瀬町160番地の2
電 話 番 号	(053)460-3611
法 人 名 称 代 表 者	有限会社 エム・ケイコーポレーション 代表取締役 中津川 英夫
事 業 所 番 号	2277101305
指 定 年 月 日	平成30年4月1日
利 用 定 員	1単位 30名
管 理 者	齋藤 佳子
生 活 相 談 員	1単位 1名 以上
看 護 職 員	1単位 1名 以上
介 護 職 員	1単位 4名 以上
機 能 訓 練 指 導 員	1単位 1名 以上
営 業 日 ・ 時 間	1単位 年中無休 営業時間 8時30分～17時30分 サービス提供時間 9時20分～16時30分
サービスの提供地域	浜松市(中央区)

### 2 介護予防通所サービスの概要

#### (1)介護予防通所サービスの内容

項 目	内 容
サービスの種類	送迎、健康チェック、食事、入浴、運動器機能向上訓練、レクリエーション、趣味活動、その他日常生活上のお世話。
介護予防通所サービス計画の作成	利用者及び家族の意見や希望を尊重して、説明と同意に基づいて介護予防通所サービス計画を作成します。
介護予防通所サービス計画書作成後の管理	計画に基づいたサービスの利用が始まった後、その利用状況を継続的に把握していきます。又利用者の心身の状態が変化したりしたときは、計画を見直して新しく作成します。
介護支援専門員との連携	サービスの利用にあたり、介護支援専門員との連携をとり、サービス内容やサービス担当者に対する苦情等にあたります。

(2) 介護予防通所サービスの利用にあたって

送迎時間の連絡	ご利用前に送迎時間を書いた紙をお渡しします。道路事情等により、送迎時間が多少前後したり、変更をお願いする事もあります。
体調確認	利用当日の体調につきましては各家庭で事前にご確認下さい。 施設到着後の健康チェック等で体調によってはサービスを変更または中止する事があります。 当施設は、医療機関ではありませんので、診断・治療・薬の処方・販売はできません。
金銭、貴重品の管理	通常の活動に金銭は必要ありません。人の出入りの多い場所です。 金銭・貴重品はお持ちにならないようお願いします。
食事	おひとりおひとりの状態に合ったお食事を提供いたします。既往症などから、食事制限のある方もいらっしゃいます。食べ物(飴・ジュースなどの菓子類等)の持ち込みはなさないようお願いします。
設備・器具の利用	ご利用者のための設備・器具(車椅子・歩行器・浴室等)は、職員の指導のもとでお使い下さい。

3 利用料金

(1) 利用料

浜松市の要綱に定める基準に従い、各利用者の負担割合に応じた額のお支払いとなります。

介護度	利用料(1月につき)	加算(1月につき)
要支援 1	1,798単位	サービス提供体制 88単位 (要支援 1)
要支援 2	3,621単位	176単位 (要支援 2)

※上記の自己負担金は、利用料が1割負担の場合であり、一定以上の所得がある方は自己負担金が2割となります。  
2割負担の方は倍の金額をいただきます。

※地域区分(7級地1単位=10.14円) 職員処遇加算(総単位の1,000分の80)

この他、食費 一回につき700円、時間延長料 1時間につき 1,000円の自己負担金があります。

キャンセル料は頂いておりませんが、お休みされる場合は、お早めにご連絡下さい。

(2) 支払い方法

事業者を支払う場合は、月末に一括清算をさせて頂き、当月利用分を一枚の領収書にて発行します。

4 緊急時の対応

- サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、担当居宅介護支援専門員等へ連絡をいたします。
- サービス提供中に、ご利用者に事故が発生した場合は、速やかにご家族、主治医、担当居宅介護支援専門員、市町村への連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故状況及び、事故に際して採った処置について、記録を作成し保存します。

5 非常災害時の対応

非常時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災頭巾着用後、職員の指示により緊急避難路より退出。</li> <li>・避難所である、ウイル駐車場に避難・待機。</li> <li>・緊急連絡先への連絡、通報。</li> </ul>
近隣との協力関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会長への連絡、指示を仰ぐ。</li> <li>・自治会訓練への職員の参加。</li> </ul>
平常時の防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年二回の防災訓練を行う。</li> </ul>
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誘導灯</li> <li>・自動火災報知設備</li> <li>・消火器</li> <li>・パワーコンディショナー(非常用電源として)</li> </ul>

## 6 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。担当者は管理者とします。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 7 業務継続に向けた取り組み

事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を行ないます。

## 8 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施訓練の実施等を行ないます。

## 9 ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に向けた委員会の開催、指針の整備、相談体制の実施等を行うこととします。

## 10 サービス終了について

- (1) 利用者の都合でサービスを終了する場合  
利用者はいつでも契約を解約できますが、利用者がこの契約を継続しがたい程の背信行為を行った場合は、当事業者は直ちに契約を解除することが出来ます。
- (2) 当事業者の都合でサービスを終了する場合  
やむを得ない事情により、サービスを提供できない場合は、他の指定通所介護事業者に関する情報を提供します。
- (3) 利用者又は家族が、施設や施設職員又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為(介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体暴力(たたく等)及び精神的暴力(大声を発する、怒鳴る等)並びにセクシャルハラスメント(必要もなく手や胸を触る等)のハラスメント行為を含む)を行ない、その状態が改善されない場合
- (4) この他、利用者が介護保険施設に入院、入所、要介護認定非該当、自立、死亡された場合は、自動的にサービスを終了します。

## 11 通所介護に対する苦情相談を承ります。又、県・市町村・静岡県国民健康保険団体連合会から指導・助言を受けた場合に必要な改善を行い、その内容を報告するようにしている。

苦情相談窓口            齋藤 佳子  
電話                      (053) 460 - 3611            (ご利用時間 8時30分～17時30分)

浜松市中央区役所	連絡先 TEL 053-457-2062
浜松市南行政センター	連絡先 TEL 053-425-1572
浜松市東行政センター	連絡先 TEL 053-424-0186
静岡県国民健康保険団体連合会	連絡先 TEL 054-253-5590